

公表様式

(1) 契約の名称	令和8年度 百年の森林 観光・産業創出事業推進支援業務委託
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	1 式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
(4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	岡山県英田郡西栗倉村長尾 1 4 4 5 番地 1 歩行計画 亀田 惇
(5) 随意契約を行った理由（令第 167 条の 2 の規定及びその規定を採用した理由も明記）	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （規定採用理由） 本業務は、「百年の森林構想」を軸とした観光・産業創出事業を円滑に推進するため、プロジェクトマネジメント補佐、関係者調整、資料作成、論点整理等を行うものである。 本業務の実施には、村内外の事業者、関係機関、専門事業者、地域住民等との調整に加え、地域事情への理解、関係者との信頼関係、プロジェクトマネジメント能力が必要であり、価格競争のみでは業務目的を十分に達成することが困難である。 亀田氏は、数年前に西栗倉村へ移住し、村内の事業や地域づくりの現場に関わる中で、村内事業者や地域課題、関係者の状況について理解を有している。また、これまでの職務においてプロジェクトマネージャーとしての経験を有し、本業務に必要な実務能力及び調整能力を備えている。 このため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行うものである。
(6) 契約の相手方とした理由	亀田氏は、西栗倉村内に居住し、村の地域資源、地域事業者及び関係者の状況を把握している。また、これまでの職務経験を通じて、プロジェクトマネジメント、関係者調整、資料作成

	及び事業推進に関する実務経験を有している。 本業務では、観光・産業創出事業に関わる複数の施策を横断的に整理し、発注者の意思決定を補佐する必要がある。亀田氏は、地域事情を踏まえた協議や論点整理を円滑に進めることができ、本業務に必要な専門性と実務能力を有していることから、契約の相手方とするものである。
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	
(8) 契約を締結した日	令和8年6月19日
(9) 契約金額	4,700,000円
(10) その他村長が必要と認める事項	